

柳井市教育委員会会議 会議録

1 会議の開催

(1) 日 時 令和6年6月17日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時10分

(2) 場 所 柳井市役所 3階大会議室

2 出席委員

教育長	西元 良治
教育長職務代理者	西原 光治
委 員	厚坊 俊己
委 員	横山 志磨
委 員	瀬山真紀子

3 欠席委員

教育長職務代理者 なし

4 出席事務局職員

教育部長	藤村 英明
教育部次長（図書館担当）	三浦 美雪
教育総務課長	室田 和範
学校教育課長	河井 悟
生涯学習・スポーツ推進課長	有道 茂一
文化財室長	大岡 弘明
学校給食センター所長	下前 真一
教育総務課長補佐（書記）	應潟 雄一

5 傍聴者

なし

6 会議日程

(1) 議案

- ①議案第 14 号 柳井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- ②議案第 15 号 柳井市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- ③議案第 16 号 柳井市文化福祉会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- ④議案第 17 号 柳井市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- ⑤議案第 18 号 柳井市伝統的建造物群保存地区内現状変更行為の許可について
- ⑥議案第 19 号 柳井市立図書館条例施行規則の一部改正について
- ⑦人議第 4 号 柳井市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
- ⑧人議第 5 号 柳井市立図書館協議会委員の委嘱について

⑨報告第14号 柳井市青少年育成センター少年補導員の委嘱について

⑩報告第15号 柳井市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

(2) その他

7 議事の概要

(1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言があった。

(午後1時30分 開会)

(2) 会議録署名委員指名

教育長から、会議規則第13条の規定に基づき、西原委員、横山委員の両名を指名した。

(3) 議事内容

①議案第14号 柳井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、三浦部次長から、柳井市教育委員会の権限に属する事務等の決裁について必要な事項を定めるもので、教育委員会及び教育長に代わって決裁する専決事項を定めている。みどりが丘図書館には、貸室を設けることにしており、図書館長の専決事項として、柳井市立柳井図書館スタジオの使用許可を新たに加えるものとの説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

西原委員：みどりが丘図書館のスタジオの使用は調整会議を終了した後に使用開始という認識で良いか。

三浦部次長：6月23日に調整会議を行う。開館が7月17日で、7月18日から10月31日までのスタジオ利用希望者で調整するもの。その後6月24日から調整会議に掛らなかった貸室、11月1日からの予約も受け付け、基本的には6カ月先までの予約を受け付ける。

西原委員：予約に関しては、Webでも可能か。

三浦部次長：現在はできない。開館後Web上で予約状況は確認できる。10月以降に市としてWeb予約に対応する検討をしているところで、みどりが丘図書館もこれに合わせる予定。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

②議案第15号 柳井市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

教育長は事務局に説明を求め、有道課長から、柳井市公民館条例の一部

を改正する条例に基づき、その施行期日を規則で定めるもので、柳井市中央公民館 1 階に設置されている柳井市市民活動支援センターは、平成 24 年度から設置されているが、この度、複合機能施設であるみどりが丘図書館へ移転することになった。これに伴い市民活動支援センターが使用していた部屋を多目的ルームとして貸室で活用し、供用開始日を 7 月 17 日に定めるものとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

③議案第 16 号 柳井市文化福祉会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

教育長は事務局に説明を求め、有道課長から、柳井市文化福祉会館条例の一部を改正する条例に基づき、その施行期日を規則で定めるもので、柳井市文化福祉会館は中央公民館と兼ねた施設で、議案第 15 号でも説明したとおり、1 階多目的ルームの追加に伴い、その供用開始日を 7 月 17 日に定めるものとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

④議案第 17 号 柳井市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

教育長は事務局に説明を求め、三浦部次長から、柳井図書館のみどりが丘図書館への移転に伴う図書館所在地の変更と新たに貸室を設けるため、その使用料や使用に係る条件等の規定を設けた条例の施行期日を定めるもので、開館日の 7 月 17 日を条例の施行期日とする規則の制定をするものとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑤議案第 18 号 柳井市伝統的建造物群保存地区内現状変更行為の許可について

教育長は事務局に説明を求め、大岡室長から、柳井市伝統的建造物群保存地区保存条例第 12 条第 2 項の規定により、柳井市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮問した結果、申請の内容が妥当であると建議されたため報告するとともに許可の決定を行うものとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑥議案第 19 号 柳井市立図書館条例施行規則の一部改正について

教育長は、事務局に説明を求め、三浦部次長から、みどりが丘図書館へ

の移転に伴うもので、主な改正点は、1点目は、休館日、開館時間の変更で、ゴールデンウィーク中の長期の休館を避けるため、5月4日、5日が月曜日である場合を除いて開館する。大畠図書館の休館日に特別整理期間として、春季に5日以内の期間を加える。また、柳井図書館の開館時間を平日は午後6時までを午後9時までに、休日は午後5時15分までを午後6時までに変更する。2点目は、図書資料の貸し出し点数を8点から10点に変更する。3点目は、貸室使用に係る手続き規定、主にスタジオ冷暖房使用料の設定や使用料の減免・還付等の規定を加えるもの等の説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑦人議第4号 柳井市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、河井課長から、柳井市立学校給食センター条例施行規則によって、審議会委員を委嘱し、柳井市教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営について調査、審議し、意見を具申する。審議会委員は14人以内で、任期は令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間との説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑧人議第5号 柳井市立図書館協議会委員の委嘱について

教育長は、事務局に説明を求め、三浦部次長から、柳井市立図書館条例の規定により、現委員の任期が6月30日までのため、新たに委嘱を行う。現委員については、みどりが丘図書館に移転するタイミングということもあり、10名のうち8名を再任し、2名について公募し決定した。任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間との説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑨報告第14号 柳井市青少年育成センター少年補導員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、有道課長から、柳井市青少年育成センター規則第5条の規定に基づき、6月1日付けで、関係機関、関係団体より推薦のあった44名に委嘱を行っており、任期は1年間となる。補導員は、年間一人当たり1、2回の街頭補導を行い、青少年育成センターの職員、相談員とともに、大規模店舗、ゲームセンター、コンビニ、駅、公園や、夏季休業中には海水浴場等青少年が集まる地域の巡視を行う予定との説明があった。

西原委員：街頭補導についてはいくつかコースがあるか。

有道課長：年間30回、15時から1時間程度相談員が予定を組んで行

っている。夜については、19時から20時。

厚坊委員：コースは決めているが、時には異なる所に行き、市内の現状を知り、また、遊戯施設の担当者に声掛けをし、関係を構築しながら定期に見回る。自分が行っていた5年間には、児童・生徒に注意するケースはなかった。

その他質疑等なし。

⑩報告第15号 柳井市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、河井課長から、柳井市いじめ問題連絡協議会設置要綱によって委嘱していた委員のうち、転退職による異動のあった委員につき、新たに5名を委嘱する。いじめの防止等に関する機関と連携を図り、いじめの防止等に向けた取組を推進するもので、任期は前任者の残任期間である令和7年5月31日までとの説明があった。

質疑等なし。

(4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午後1時57分 協議会)

(午後2時09分 再開)

(5) 閉会

教育長から、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午後2時10分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長 西元良治

署名委員 西原光治

署名委員 横山志磨

調整者 室田和範